

ヤングケアラーの相談を受け付けています

ヤングケアラーとは

本来大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行なっていることにより、子ども自身の権利が守られていない子どものことです。家族の手伝いや手助けをすることで学校生活に影響がでたり、こころやからだに不調がでたりする場合には注意が必要です。

また、ヤングケアラーは家庭内のことであるため周囲から認識されにくく、本人や家族もヤングケアラーだと気付いていない場合があります。

町では、ヤングケアラー本人や近所のかたなどの相談を受け付けています。

本人は家族のことだから当たり前だと思っていても、該当する場合があります。「自分はヤングケアラーかもしれない。誰かに話を聞いてほしい。」「近所の子は家族の面倒をみていて大変そうだ。」などお悩みのかたは、相談フォームまたは電話でご相談ください。



相談フォーム

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

秩父地域登録手話通訳者募集

秩父地域1市4町の手話通訳者派遣事業に登録し、手話通訳を行うかたを募集します。詳細はお問い合わせください。

応募資格 (1)～(4)までのいずれかに該当し、かつ、必須要件を全て満たすかた

- (1)手話通訳士
- (2)埼玉県登録手話通訳者
- (3)手話通訳者全国統一試験合格者
- (4)ちちぶ定住自立圏手話通訳者養成研修または埼玉県手話通訳者養成講習会の修了証を受領したかたで手話通訳者全国統一試験の合格を目指しているかた、もしくは上記の講習会修了者と同等の技術を有するかた

【必須要件】

- 令和8年3月31日現在満20歳以上のかた
- 秩父地域に在住、在勤しているかた
- 登録後に秩父地域登録手話通訳者として活動する意欲のあるかた

応募期間 11月25日(火)～12月15日(月)

試験日 令和8年1月24日(土)

試験会場 秩父市歴史文化伝承館

試験内容 (1)筆記試験(聴覚障害の基礎知識や秩父地域1市4町の福祉サービスに関することなど)
(2)面接試験
(3)実技試験(ただし、応募資格(1)～(3)に該当するかたは免除)

募集要項などの配布 必要書類は下記窓口または町ホームページ



町ホームページ

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

み～んなと手で話そう 簡単手話入門

【みんなでいっしょに応援しましょう】

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会

動画は
こちら



右手のひらを下向きにして、胸の前で時計回りに回します。



両手の人差し指を前に向け、左右から引き寄せて中央で合わせます。



両手拳を上下に置き、旗を振るように左右に振ります。